

第1回仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 日時 平成26年5月29日（木）
- 場所 仙台市役所東二番丁仮庁舎 教育局第1会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 会議の概要

1 開会

2 委嘱状および任命状の交付

3 あいさつ（教育長）

4 委員及び事務局紹介

5 協議会設置の趣旨等について

- ・事務局説明
- ・質疑なし

6 会長及び副会長の互選

- ・会長は協議会条例第4条の規定により、仙台市医師会理事 菊地 亮 氏が委員の互選により選出された。
- ・副会長には、宮城県臨床心理士会長 高橋 典子 氏が互選により選出された。

7 報告

菊地会長（仙台市医師会）

- ・報告に入る前に、会議の公開、非公開について語りたいと思います。公開、非公開については、仙台市の附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱の第4条（2）により、当該附属機関において決定するとされており、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げられる情報を扱う場合には非公開とすることができるとされています。本協議会は、仙台市におけるいじめ防止等の対策について、関係する機関や団体と情報交換しながら、いじめ防止等を市民全体で推進していくことを目指し、協議する場であることから、協議は公開とすることを提案したいと考えます。

よろしいですか。→ 承認

本協議会の本日の議題については、公開とします。

(1) 市いじめ防止基本方針の概要について

- ・事務局説明：資料1について
- 質疑特になし

(2) 仙台市の現状について

- ・事務局説明：資料3、4について
- 質疑
- ・佐藤（美）委員（仙台市PTA協議会）

資料4「いじめ実態把握調査」についての本市独自の設問項目とは、どのような設問か伺います。

・事務局（我妻）

P5のいじめ側（加害）の意識、P6の周囲の児童生徒の意識、いじめの回避方法等の設問等が、本市独自の設問として加えております。

・菊地会長（仙台市医師会）

独自の設問項目を入れた理由は何ですか。

・事務局（我妻）

いじめは、加害、被害者だけの問題ではなく、周囲（観衆・傍観者）の子供や所属する集団による影響があるとの認識から、これを把握するために、新たな設問項目を加えました。

・佐藤（美）委員（仙台市PTA協議会）

いじめの回避方法の設問の（2）「今、相談したいことがありますか」とありますが、具体的な相談内容等は把握しているのかお聞きしたいと思います。

・事務局（我妻）

この設問については「ある」、「なし」のみを調査しており、具体的内容までは把握しておりません。

・菊地会長（仙台市医師会）

調査結果は、小学校が保護者と相談したことにより、認知件数が増加したとの説明がありましたが、これまでの調査は、どうだったのかお聞きしたい。

・事務局（教育相談課長）

これまでの調査は、学校で書かせていたため、児童生徒にとっては、書きにくい面があったのではないかと考えられます。より実態を正確に把握するために、家庭に持ち帰らせ、保護者と共にゆっくり安心して回答させる方法を取りました。

・菊地会長（仙台市医師会）

いじめられた側の数値といじめた側の数値に乖離が見られますが、いかがでしょうか。

・事務局（堀田次長）

本調査は、いじめの発生件数ではなく、いじめの認知件数を集約しております。いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義では、いじめとは当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものとされており、子供自身がいじめられたと感じているものは認知件数と見なすという考え方をとっており、いじめられたと感じている子供といじめをしてしまったと思っている子供との数値の差が出てしまうものと考えております。こうした差を把握しながら、いじめの解決策を考えていくことが大切と考えておりますので、市基本方針に基づき、毎年11月にいじめ実態把握調査を継続し、今後とも実態の把握に努めていきたいと考えております。

(3) 各団体のいじめ防止等の対策について

① 熊谷委員（仙台市教育委員会）

資料「市教育委員会におけるいじめ問題への主な取組」に基づき説明します。いじめの未然防止対策については、人権教育、いじめゼロキャンペーンの実施、教職員への「いじめ防止マニュアル」の配付、生徒指導担当者を対象とした研修会の実施、いじめ不登校対策推進協力校の指定、携帯電話、スマートフォン等のインターネット利用に関する保護者説明会の開催、いじめ防止等に関するホームページによる広報を実施しております。

早期発見のための措置としては、先ほど説明しました全市一斉の「仙台市いじめ実態把握調査」、インターネット巡視事業、各学校におけるネットパトロール、スクールカウンセラーの全校派遣・配置を行っております。

早期対応の措置としましては、緊急事案時の学校への指導助言、指導主事等の派遣を行うとともに、警察や児童相談所等との連携を図り迅速な対応に努めております。

② 針生委員（仙台市小学校長会）

「いじめ防止対策推進法」を受け、全ての市立学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、既に学校だより等で保護者等への周知をしております。学校独自の取組としては、例えば人間関係づくりのためのプログラムや人権擁護に関する作文づくり、いじめ防止の標語コンクールやSOSボックス等の設置、児童会・生徒会によるいじめ防止キャンペーンの展開などがあります。

いじめ相談体制の整備と相談窓口を周知し、いじめの早期発見に努めております。全ての市立学校において、常設組織として、学校いじめ防止等対策委員会を設置しており、いじめの重大事態が発生した際には、第三者（学校評議員やPTA役員等）を入れた学校いじめ調査委員会を設置し対応することとしております。最後に学校に設置してあるパソコン1台について、フィルタリングを緩和し、教職員が学校ネットパトロールを実施し、早期発見、早期対応に努めているところであります。

③ 中野委員（仙台北務局人権擁護部）

子どもの人権を守るという立場から、いじめ予防の観点で、人権啓発（人権教室の実施、人権作文コンテスト、ベガルタ仙台の試合開始前に人権サポーターを任命等）と人権相談（フリーダイヤル、SOSミニレター等）、人権の救済（学校に対して助言等を実施、インターネット上のプライバシーを侵害、名誉棄損するような書き込みの削除依頼等）を実施しています。今後もPR活動等もしていきたいと考えています。

④ 高橋委員（仙台市児童相談所）

児童相談所では、児童の福祉や権利を擁護するという視点を持って、各事案に対応しております。いじめの未然防止に特化した取組はなく、現在、事案が発生した際には、学校や市教育委員会と連携しながら、送致・通告等の措置を行っているところです。児童相談所としては、いじめ事案が重大事態となる前に、被害児童生徒や加害児童生徒に対して、随時必要な支援を講じていくことが大切と考えておりますが、今後、児童相談の機能を使って何ができるのか、関係機関と一緒に考え、更に連携を進めていきたいと考えています。

児童相談所が扱う事案には、家庭の課題、虐待等の様々な要因が複合しているものが多く、いじめの問題を含め、広くその背景を見据えながら対応していきたいと思っております。

⑤ 齊木委員（宮城県警察本部）

平成25年度は仙台市内の小中高等学校236校中、114校48.3%の学校を対象に、非行防止教室及び被害防止教室を実施しました。

警察本部では「少年相談電話」と「いじめ110番」の2本の相談電話を設置しています。平成25年度に警察で受理したいじめ相談の件数は20件あり、このうち事件化したものは1件でした。20件の相談のうち18件は保護者から、本人が1件、学校が1件となっており、学校からの相談件数は低い状況にあります。警察へ届けることで処罰を受けると考えている方が多い中、そのほとんどは相談の段階で解決している状況もあり、いじめについて、もっと警察を信頼し気軽に相談してほしいと思っております。

・菊地会長（仙台市医師会）

先程小学校からいじめについての取組の報告がありましたが、中学校はいかがでしょうか。

・阿部委員（仙台市中学校長会）

中学校においても小学校と同様に、定期的に調査を実施し、人間関係づくりのための各種プログラム等を実施するなどして、未然防止に丁寧に対応しています。

しかし、表面的に見えない部分では、いじめの被害者と加害者がいつの間にか入れ替わったり、生徒自身の意識の中に、我慢してさえいれば、やがていじめの対象が他へ移り、回避できるという考えを持っていたりして、いじめの発見になかなかつながらないケースも見られます。さらに、スマートフォン普及による LINE 上の誹謗中傷や他校間トラブルなども新たな課題となっている状況です。

そのため、何より教師がアンテナを高くして、子供のシグナルを見逃さないよう、普段の観察や情報収集を広く行っていくことが大切であると考えています。

・佐藤（美）委員（仙台市 PTA 協議会）

中学生になると思春期に入り、親と子供との間に距離が出てくるように感じます。そのため、親は子供のサインを読み取りにくくなり、子供の様子は、先生方が発信してくれる情報に頼る面も中学生を持つ保護者には出てくると思います。そうした意味からも、より学校と保護者との連携を図っていくことが大切であると思っています。

・渡邊委員（仙台市立高等学校長会）

高等学校における未然防止については、ただいま報告のあった小、中学校における取組に加えて、特に1年生において学校になれるための適応指導やクラス担任による面談指導に力を入れています。年2～3回の面談では、本人からの相談とともに、周囲から得られる情報も大切にしています。

さらに、クラス行事や学校行事では、生徒が集団とどのように関わっているかを把握する良い機会と捉え、生徒の観察に努めています。

また、現在、高校生のほとんどはスマートフォンを持っており、LINE やツイッター等はインターネット巡視が出来ない現状にあることや、最近では海外のプロバイダーも多くあり、問題ある書き込み等の削除依頼が難しいようなものも増えており、対応に苦慮しています。高校生はある程度大人であり、問題が発生した場合には、大きな問題として扱われることとなるため、危機感を持って取り組む必要があると考えています。

・中村委員（仙台市 PTA 協議会）

いじめ実態把握調査は、保護者と相談しながら記入したこともあって、小学校1、2年生の低学年児童の認知件数が増加しているという報告がありました。

自分自身にも経験がありますが、初めての子供が低学年に在籍している場合などは、子供の様子を過剰に心配してしまうこともあるのではないかと思います。学校の先生と保護者、先生と子供との間で、いじめへの意識が共通理解できると良いと考えています。

子供たちは友達関係をつくることが不得手でコミュのケーション能力が不足しているように思うので、学校でも授業等の中で、人間関係づくりのための活動を取り入れてほしいと思います。

保護者自身も、率先して地域に交わるなどの姿勢を子供に示すことも大切だと考えます。

8 協議

(1) いじめ防止等に関する機関、団体の連携について

・菊地会長（仙台市医師会）

8の協議に入ります。事務局より「いじめ防止に関する機関・団体の連携について」提案願います。

・事務局（堀田次長）

いじめの未然防止等につきましては、学校の取組だけでは難しく、関係機関・団体の協力を得て、取り組んでいくことが必要と考えております。このことをふまえ、本日は事務局より2項目について提案させていただきます。

まず1点目は、関係機関・団体間の情報の共有が大切であることから、これを図ってまいりたいと考えております。具体的には、いじめ防止に関する関係機関の担当者の名簿を作成するということ、そして、関係機関・団体でいじめ防止等の健全育成に資する事業を実施する場合に、情報を提供し合うといったことを提案したいと考えております。

2点目は、関係機関・団体による事業関係の連携を図ることを提案したいと思います。具体的には、互いに連携できる事業があった場合には、名義後援や共催、広報媒体等を利用しての広報協力等に努めていくことを考えております。今後、どのような事業で連携していくかにつきましては、情報共有をしていく中で可能性を検討していければと考えております。

また、将来的にはいじめ問題対策連絡協議会として新事業に取り組むことも考えていければと思っております。今年度につきましては、仙台市教育委員会の取組として毎年11月に実施している「いじめゼロキャンペーン」の中で開催している児童生徒による「いじめゼロサミット」を関係機関の協力をいただき内容を充実した形で開催できたらと考えております。この件につきましては、秋頃までに各関係機関へ相談させていただきたいと考えております。

・菊地会長（仙台市医師会）

事務局の提案に対してご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

・委員

了承。

・菊地会長（仙台市医師会）

本日は、いじめ防止等に向けての、関係機関・団体間の連携の方向性が確認されましたので、今後、具体的な取組みの中でより連携を図っていきたいと思います。以上で協議を終了します。

9 その他

・事務局より

第一回議事録については、未定稿を各委員へ送り、訂正箇所があれば事務局まで連絡いただき確認後に確定稿とさせていただきます。第二回の開催につきましては11月頃を予定しております。

10 閉会

(終了 17:40)